

平成30年 第1回教育委員会会議

1 日 時

平成30年1月22日（月）

開会 10時00分

閉会 11時55分

2 場 所

教育委員会室

3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員
新家久司委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、脇田明義教育次長、竹中功教育次長、升屋和夫教育次長、
広川達也庶務課長、杉中達夫教職員課長、堀田葉子学校指導課長、篠原恵美子生涯
学習課長、田村彰英文化財課長、近岡守保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第1号 文化財の県指定について（原案可決）

議案第2号 平成30年第1回石川県議会定例会提出予定案件について（原案可決）

議案第3号 一般行政職員に係る平成30年4月定期人事異動方針について
（原案可決）

6 報告案件

第1号 県立高等学校・特別支援学校教職員勤務時間調査の集計結果
（平成29年11月分）について

第2号 文化財の国指定について

7 審議の概要

・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第2号は、平成30年第1回石川県議会定例会への提出予定案件のため、
議案第3号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する
法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第1号 文化財の県指定について（田村文化財課長説明）

資料1ページをご覧ください。議案第1号「文化財の県指定について」ご説明します。

1の提案理由ですが、12月22日の教育委員会会議で文化財保護審議会に諮問することをお諮りしました4件の文化財につきまして、今月12日に開催されました同審議会において、「いずれも本県ゆかりの文化財であり、指定することが適当である」との答申を得ましたので、文化財についてお諮りするものです。

2の根拠法令等は、石川県文化財保護条例第4条第1項です。

3の指定内容ですが、いずれも有形文化財で、絵画が3点、工芸品が1点の4件です。

それぞれの文化財の詳細について、ご説明いたします。資料2ページをご覧ください。「紙本金地著色観桜・観楓図六曲屏風」についてです。員数は6曲1双、所在地は金沢市の石川県立美術館、所有者は石川県、時代は江戸時代（17～18世紀）、作者は不明です。

3ページに、審議会におきまして証言されました指定理由を添付してあります。文化財の概要をご説明します。本作品の左隻、4ページの上段の方に写真が添付されていますが、満開の桜を楽しむ人物が描かれた観桜図、右隻には、写真下段ですが、満月と紅葉の下で輪踊りに興じる群衆とそれを取り巻く人々を描いた観楓図で一双（一組）を構成しています。本図は江戸時代前期（17～18世紀）に狩野派の画家によって描かれた、数少ない初期風俗画の極めて貴重な作品であり、かつ保存状態も大変良好であることから、今回文化財指定することが適当であるとの答申を頂いたものです。

続きまして、5ページをご覧ください。「紙本墨画猿猴図屏風 長谷川等伯筆」です。員数は2曲1隻、所在地は七尾市の石川県七尾美術館、所有者は七尾市、年代は桃山時代、作者は長谷川等伯です。

6ページをお開き願います。指定理由です。本図は、7ページに写真を添付してありますが、右扇（右側）の右端下部から大きな樹木の幹が2手に分かれ、そのうち1本は画面中央を横切って左扇へ伸び、樹木の根元周辺には岩と笹が配されています。右扇の樹木の上には猿が1匹座り、欠損しているものの、その右側には子猿の小さな手が確認され、肩の上に子猿を乗せた母子猿であったことが分かります。一方、左扇には枯木にぶら下がる父猿らしき猿が描かれております。

その熟練した水墨表現と動物表現から、能登が生んだ桃山時代を代表する画家・長谷川等伯の全盛期である50～60歳代の制作過程を知る上で貴重な作品であり、文化財指定することが適当であるとの答申を頂いたものであります。

続きまして、8ページをご覧ください。「紙本墨画松竹図屏風 長谷川等伯筆」です。員数は2曲1隻、所在地は七尾市の石川県七尾美術館、所有者は七尾市、年代は桃山時代、作者は長谷川等伯です。

9ページをお開き願います。本図は、10ページの写真にありますように、左扇の左端から右上の方に向かって大きな松樹が描かれ、右扇の右端まで緩やかな曲線を描いて枝を伸ばしております。下部には土坡（土の盛り上がったところ）が描かれ、左扇の松樹の後方から孟宗竹が茂り、右扇へと続き、濃墨を効かせながら淡墨と描き分け、巧みに遠近感を表しております。樹木による空間表現に優れており、長谷川等伯の全盛期である、これも50～60歳代の良品として、また制作過程を知る上での貴重な作品であり、文化財指定することが適当であるとの答申を頂いたものです。

続きまして、11 ページをご覧ください。「黒楽茶碗 銘北野 附添状」です。員数は1口、附1幅、所在地は金沢市の石川県立美術館、所有者は石川県、年代は桃山時代、作者は初代長次郎です。

12 ページをお開きください。指定理由です。本作品の銘の「北野」は、千利休が天正15年（1587年）の北野大茶湯に用いたと伝わることに由来しております。長次郎の楽茶碗は黒楽と赤楽に大別されますが、千利休のわび茶の究極を象徴すると考えられているのが黒楽茶碗です。本作品は、千利休が確立したわび茶の思想が凝縮された名品であり、この茶碗を示す添状や箱書きも残り、文化財指定することが適当だとの答申を頂いたものです。13 ページに写真を添付してあります。

1 ページにお戻りください。4 の指定日ですが、県公報の告示の日となっております、本委員会でご承認を頂ければ、1月30日付の県公報に登載の手続きを行い、告示したいと考えています。以上でございます。

（田中教育長）

諮問するときにも皆さんに一回お諮りしていた案件でして、審議会の方でしっかりと審議していただいて、県文化財に指定するという答申を頂いたものです。

非常に良いものが、本県ゆかりの等伯の絵画ということと、あとは黒楽茶碗は大変なものだそうです。はっきりとこの添状などいろいろありまして、確実にいわれなどが分かっているということで、非常に審議会でも専門家の皆さんから「すごい、素晴らしい」という話が出ておりました。

【質疑】

（横山委員）

黒楽茶碗をちょうど12月に撮影していたのです。見たら写真とは全然違うというか。5月から展示会があるのですけれども、本当に素晴らしいのでこれを県民の皆さんに見てもらいたいなど。

（田中教育長）

一般の方が所有されていて、これまであまり展示されてこなかった。県民自らが寄贈されまして、その上で指定して、これから積極的に公開していきたいと思っています。

（田中教育長）

採決を行う。

（各委員）

異議なし。

報告第1号 県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果
(平成29年11月分) について (杉中教職員課長説明)

報告第1号「11月の県立高等学校・特別支援学校教職員の勤務時間調査の集計結果」を資料19ページによりまして報告いたします。まず、1行目の高等学校では、11月1カ月の時間外勤務時間は1人当たり平均で49.7時間で、10月と比べて0.7時間増えておりまして、ほぼ同程度となっております。その内容の内訳は、「教材研究等」が11.0時間 前月比0.8時間減、「校務分掌等」が15.9時間 前月比1.6時間減、「部活動」が22.9時間 前月比3.1時間増となっております。これは、11月に新入大会がありまして、大会に向けた指導と引率により、部活動にかかる時間が増え、校務分掌等がその分減ったものと考えております。全日制・定時制・通信制に分けて集計した結果、特別支援学校および全体については記載のとおりです。

次に、「2 時間外勤務時間の分布」を、下の表をご覧ください。1行目の高等学校での1カ月の時間外勤務時間が80時間を超える教職員の割合は、右端の2.9%とその左の13.8%を加えた16.7%であり、10月と比べ1.3ポイントの増となっております。全日制・定時制・通信制に分けて集計した結果、特別支援学校については、記載のとおりです。以上で報告を終わります。

【質疑】

質疑なし

報告第2号 文化財の国指定について（田村文化財課長説明）

報告第2号「文化財の国指定」につきまして、資料によりご説明いたします。20ページをご覧ください。1月19日に開催されました国の文化審議会におきまして、「輪島の海女漁の技術」を重要無形民俗文化財に指定するよう、文部科学大臣に答申がなされました。文化財の概要について、ご説明申し上げます。所在地は石川県輪島市、保護団体は「輪島の海女漁保存振興会」です。この海女漁につきましては、平成26年6月には県の無形民俗文化財に指定しております。

概要としましては、輪島市に古くから伝承される、女性たちの素潜りによる漁撈の技術であり、息をこらえて潜水し、その身一つと簡単な道具によって伝統的な採取活動を今に伝えているものです。従事者数は現在約200名で、これは全国で三重に次いで2番目の多さとなっております。1カ所当たりでは国内最大といわれております。さまざまな漁獲物の採取方法や自然環境の認知の仕方、乱獲防止などの資源管理等が集団を基本に継承され、それらに伴う周辺の習俗、まじないや九州に由来する方言や文化などがとてもよく保持されているということでございます。

こういったことが今回、国におきまして非常に民俗学的に高い価値があるということで文化財に指定されたものです。今回の答申どおり指定されますと、県内の国指定重要無形民俗文化財は8件となります。以上でございます。

（田中教育長）

三重県に続いて、今回の輪島が国の指定を受けるということで答申されたということで、報道もされております。できればユネスコの指定も目指して、これから三重県と連携し、あるいはその他の地域も少し巻き込で、ユネスコの指定を目指すということで、これからいろいろな形で取り組みを進めていこうということになっております。

【質疑】

（眞鍋委員）

質問ではなくて意見なのですが、今200人もおられるということで、当分心配はないのかもしれませんが、後継者のことも心配ですので、こういう振興会もあるようですし、文化財の国指定を受けることによって、みんなの注目が集まって、ますます伝統文化として残していく、後継者を育てていくということも必要かと思えます。

一方で、今いろいろな話題が出てきましたように、いろいろな歴史的な背景や物流などのことで、ここにこういう素晴らしい習俗が残っているということですので、民族学や歴史学などいろいろな分野の研究者の方にきちんとした研究として残していただく。多分、既に取り組んでおられる方が何人かおられるのかもしれませんが、一方でそういうものも発掘して残していくことを是非やっていただきたいと思います。

（田中教育長）

県もこれは予算を打ちまして、県の指定をするとき、あるいは国の指定を目指している専門家の方も入れて、いろいろ調査もして、調査書もまとめました。ただ、今申しましたように、これを三重も輪島も、あるいは他の地域も含めてユネスコを目指すということになると、おっしゃるようにもう少し深くいろいろ研究調査もしていく必要が

あります。そんな形で三重県とも一緒に、あるいは協議会のようなものはもうできておりますので、いろいろな形で。

もう一つはやはり、生業としてしっかり成り立っていないと、残っていないので、いわゆる海女が捕ったものをブランド化するような取り組みを農林の方でやっていますし、そんなこともしっかりやって、やはり彼女らといいますか、この方々が生業としてちゃんと生活もしていける。そうしたものの支援を行政としてやっていく必要があるということで、いろいろな取り組みも始めていますけれども、これからそんなことも充実していくことになると思っております。

(金田委員)

教育長さんが言われたように、そこが一番大事なところで、習俗や体系付けることなども大事なわけだけど、飯が食えないことには、やはり伝承的な文化が廃れていく一つの大きな理由になってくるかなど。そうすると、教育委員会ではなくて、やはり両方横断的にやっていないと、こういう大事なものがある時期にやはり廃れていってしまう。ぜひ一つ生業という面も含めてお考えになっていただければいいのではないかなど。

(田中教育長)

そういう意味もあって、農林の方が中心になっているいろいろやっております。やはり支援しながら生業が成り立つようにしっかりやっていくことが大事だと思っています。

(横山委員)

本当に大事だと思います。良いものがあるのだけど、発信して「ここにあるよ」ということを伝えることがすごく重要で、私はたまたま年末、本当に久しぶりに個人旅行で能登に行ってきたら、数年前に行ってきたときと見違えるくらい若い方がとても多くて、カップルがいたり、ご夫婦や子連れの方もいらっしゃったりしていて、また朝市がにぎわっている中で、やはりおばあちゃんたちが絶対必ず言われるのは、「1個ちょうだい」と言ったら「2個でいくらだよ」と。100人いたら100人ぐらい皆さん商売上手で、あのたくましさみたいなものや、そういった輪島の女性のような強さやおもてなし力のようなものは、海女漁にもつながっていると思うので、輪島全体ブランディングの中にどんどん海女という、何か女性のリーダーシップや激しさのようなものも含めて、観光デザインのようなものも一緒にされていかれるといいなと思いました。

(田中教育長)

まさしく農林・観光・商工・土木など、いろいろなところが連携してやっていくことが重要なのだと思います。確かに今、若い人が入ってきて。

(横山委員)

すごいですね。びっくりしました。

(田中教育長)

後継者がいるということは、そんな意味ではそこがしっかりしているから、一番多い1カ所で200人というものが維持されているということなので。三重の方は全体では多

いのですが、1カ所1カ所で見るとだいぶ後継者も大変のようです。ご意見を頂いたように、関係部局で連携してまたしっかり取り組んでいきたいと思っています。

(田中教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第2号 平成30年第1回石川県議会定例会提出予定案件について
広川庶務課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第3号 一般行政職員に係る平成30年4月定期人事異動方針について
広川庶務課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。